

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月24日
【会社名】	株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 敏郎
【本店の所在の場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【最寄りの連絡場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち株式の募集条件に関する事項を平成24年2月17日開催の臨時株主総会において決議したため、記載内容の一部を訂正し、添付書類として臨時株主総会議事録を新たに添付するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

欄外注記 1

添付書類としまして平成24年2月17日開催の臨時株主総会議事録を新たに添付しております。

3【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
優先株式	10株	ゴルフ場の利用権及び定款に定める 残余財産の優先分配権付の株式であり、株主総会における議決権は有して おりません。 単元株制度は採用しておりません。

(注) 1 平成24年1月29日開催の取締役会決議および平成24年2月17日開催（予定）の臨時株主総会の決議を条件としております。

2 発行数は、上記取締役会及び臨時株主総会において決議された、公募による新株発行に係る募集株式数8株および公募による自己株式の処分に係る募集株式数2株の合計であります。したがって本募集（以下、「一般募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込の勧誘であります。

3 ゴルフ場の利用権

当該優先株式を有する株主は、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、株主が個人である場合には個人正会員として、株主が法人である場合には、予め届出る同法人の役職員1名が法人正会員として所定のゴルフ場の施設を利用することができる。

4 種類株式の残余財産の優先分配及び議決権

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は払込金額相当額（入会金・名義変更料は含まない）のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。

(2) 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。

(4) 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。

(5) 当社の優先株式に関する会社法第199条第1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

(6) 当社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。

(7) 当社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。

5 株式の譲渡制限

定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能とする。

6 優先株式に議決権のない理由

当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について、普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(訂正後)

種類	発行数	内容
優先株式	10株	ゴルフ場の利用権及び定款に定める残余財産の優先分配権付の株式であり、株主総会における議決権は有しておりません。 単元株制度は採用しておりません。

(注) 1 平成24年1月29日開催の取締役会決議および平成24年2月17日開催の臨時株主総会の決議によります。

2 発行数は、上記取締役会及び臨時株主総会において決議された、公募による新株発行に係る募集株式数8株および公募による自己株式の処分に係る募集株式数2株の合計であります。したがって本募集(以下、「一般募集」という。)のうち、自己株式の処分に係る募集は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込の勧誘であります。

3 ゴルフ場の利用権

当該優先株式を有する株主は、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、株主が個人である場合には個人正会員として、株主が法人である場合には、予め届出る同法人の役職員1名が法人正会員として所定のゴルフ場の施設を利用することができる。

4 種類株式の残余財産の優先分配及び議決権

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は払込金額相当額(入会金・名義変更料は含まない)のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。
- (2) 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。
- (4) 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。
- (5) 当社の優先株式に関する会社法第199条第1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (6) 当社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。
- (7) 当社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。

5 株式の譲渡制限

定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能とする。

6 優先株式に議決権のない理由

当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について、普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。